

川崎市立中学校部活動指導者連絡協議会要綱

(名 称)

第1条 この会は、川崎市立中学校部活動指導者連絡協議会(以下「協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、川崎市立中学校と聾・養護学校中学部における部活動指導者の代表者及び関係者が、部活動の組織及び運営上の諸問題について研究協議し、部活動のより一層の効果的な運営に資する事を目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 部活動推進事業(部活動指導者講習会の開催等)
- (2) 部活動に係る諸調査(部活動外部指導者に係る調査等)
- (3) その他

(構 成)

第4条 本協議会は、次に掲げる団体の役員等による委員をもって構成する。

- (1) 川崎市立中学校長会代表
- (2) 川崎市中学校体育連盟代表
- (3) 川崎市立中学校と聾・養護学校中学部における部活動指導者の各学校代表(役員等)

第5条 本協議会は、協議会委員の互選により次の役員等を置き、会長、副会長については川崎市立中学校長会代表より選出するものとする。また、会長、副会長による二役会議を設置するとともに、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 議 長 1名
- (4) 書 記 2名
- (5) 専門委員 運動部専門委員 若干名 文化部専門委員 若干名

(運 営)

第6条 本協議会は、各学期一回を目標に会長が招集して開催する。又、会長は必要に応じて、協議会及び専門委員会を招集することができる。

二役会議は、会長が招集し緊急その他の理由により協議会を招集出来ない場合の検討事項、又は協議会からの委任事項について決定することが出来る。但し、二役会議での決定事項は次回の協議会に報告し承認を得るものとする。

(事務局)

第7条 本協議会事務局は、川崎市教育委員会学校教育課 学校保健・体育係に置く。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年1月24日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。